

平成 23 年 7 月 26 日
一般社団法人東京都建築士事務所協会
事業委員会委員長 宮原 浩輔

東京都緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進事業 事務所登録の基本方針について

一般社団法人東京都建築士事務所協会（以下当会という）が表記事業を始めるにあたり、下記の通り基本方針を定めます。

記

- 1 東京都緊急輸送道路沿道建築物の耐震化事業に協力する意思のある会員は、「緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進事業・建築士事務所名簿」に登録するものとします。
- 2 上記名簿に登録した会員は、本事業推進のために当会が行う名簿の公開に同意するものとします。
- 3 上記名簿に登録した会員は、対象建物の所有者等から問い合わせや相談があった場合は誠実に対応するものとします。
- 4 上記名簿に登録した会員は、対象建物の所有者等からの求めに応じて耐震診断等の業務を実施するにあたっては、関係法令と技術者倫理に基づき適正な業務実施に努めるものとします。
- 5 上記名簿に登録した会員が耐震診断を実施した場合、特段の理由がある場合を除き、当会が行う確認（成果物のチェック）を受けるものとし、その際は別に定める所定の手数料を支払うものとします。
- 6 この事業は、一般社団法人東京都建築安全支援協会と連携協力して実施します。
具体的な役割分担については別途定めます。